

諮問番号：平成28年度諮問第18号

答申番号：平成28年度答申第18号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり診断書の誤り、現状との大きな相違があり、原処分（精神障害者保健福祉手帳申請に係る不承認処分）の取消しを求めると主張している。

(1) 診断書には、病名が「そううつ病」であるのに「うつ病」と記載されていること、審査請求人が単身での生活に限界があったため、ヘルパーを探していたにもかかわらず、その旨の記載がされていないことの不備があり、主治医もこれらの誤りを認めていること。

(2) 主治医が診断書を作成した時点では、審査請求人は軽い躁状態であり、その時点の事だけで全てを判断するのは医療的に誤りであり、病状の変化を鑑みて判断すべきであること。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、精神保健福祉センターが指定医等診断書に基づいて行うこととされている以上、診断書に記載されていない事項があるという事実のみをもって原処分を違法又は不当であるということとはできない。

(2) 診断書の記載内容から、審査請求人の現在の病状、おおむね過去2年間及び今後2年間に予想される状態も考慮に入れ、精神疾患（機能障害）と能力障害（活動制限）の状態を総合的に判定した結果、審査請求人が精神障害者保健福祉手帳の障害等級に該当しないと判断は適当であり、原処分に違法又は不当な点は見当たらない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、原処分時の診断書の記載内容に基づき、道立精神保健福祉センターにおいて、審査請求人の精神障害の状態を総合的に判定した結果、非該当との判定を受けた上で行われたものであり、適正なものと認められる。

2 原処分時の診断書については、原処分後、これを記載した主治医自身が病名を「うつ病」から「双極性感情障害」（そううつ病）に訂正するなど、審査請求人の主張するとおり記載の誤りや不備があったと認められるが、この点、同センターは、診断名を誤って診断書に記載することは通常は起こりえず、仮に

主治医が申し入れているように変更した場合でも、診断書にその診断（双極性感情障害）を裏付ける記載内容が全くないため、精神医学的な見地から本診断には正当性がないとして非該当の判定を変更しなかったところであり、本件申請を不承認とした原処分は、結論として適法かつ正当であったというべきである。

3 また、審査請求人は、診断書が作成された時点の事だけで全てを判断するのは医療的に誤りであるなどの主張をするが、同センターは、診断書の記載内容から、診断書の作成時点の状態だけでなく、過去の状態やその後に予想される状態も考慮して判定しているのであるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

4 以上のとおり、処分庁は、原処分を適法かつ正当に行っており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年12月7日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月15日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

精神障害者保健福祉手帳の交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県知事が行うが、同法第6条第2項第4号及び精神障害者保健福祉手帳制度実施要領によれば、申請者が精神保健指定医等の作成した診断書を添付したときは、都道府県知事は、同手帳の交付の可否及び障害等級の判定を、都道府県に設置されている精神保健福祉センターに行わせるものとされ、同手帳の更新（同法第45条第4項の都道府県知事の認定）に当たっても、同様の取扱いとされている。

これを本件についてみると、道立精神保健福祉センターは、本件における同手帳の交付（更新）の可否の判定について、前記診断書により非該当と判定し、処分庁は、当該判定に基づき原処分を行ったことが認められ、原処分を違法、不当とすべき事実や、原処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落があるとは認められなかった。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

なお、処分庁は、審査請求人の主張を踏まえ、同センターに対して、正しい病名等に訂正された診断書の記載内容に基づき同手帳の交付の可否の判定を行った場合の見解を求めたところ、同センターの見解は、なお非該当であった。

この見解に従い、原処分を引き続き有効なものと認めることとした処分庁の判断には、特段、不合理な点はなく、いずれにしても、原処分を取り消すべき事由はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続についても、必要に応じて質問権を行使するなど、

適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美